

## 2005年日米規制改革等イニシアティブに関する対米要望調査への当組合意見

2005年8月24日 日本機械輸出組合 通商・投資グループ

問題項目	規制・慣行・行政手続の概要	根拠法令等	企業活動上の問題点	改善要望内容	過去1年間の状況変化	影響度合	担当G
バード修正条項	・徴収したダンピング防止税（AD税）を提訴者・提訴支持生産者に分配する「バード修正条項」は、WTO紛争処理パネルでWTO協定違反が裁定され、同パネル判断はWTO上級委員会において支持されているが、既に協定遵守を求めるWTO勧告の履行期限が切れているにも拘らず、いまだ撤廃されておらず、AD税の分配が実際になされている。このため、日本企業はAD税の賦課と米国内競合企業の競争力強化というダブルパンチに見舞われている。また、EUやカナダ、日本などの米国の主要貿易相手に対抗措置の発動を余儀なくさせ、保護貿易の負のスパイラルに陥らせることになる。さらに、WTO紛争処理メカニズムへの信頼を損ない、世界の自由貿易発展の基礎を掘り崩すおそれがある。	・Continued Dumping and Subsidy Act of 2000	・バード修正条項は、AD税の賦課による輸入阻止と米国内競合企業の競争力強化の効果があるため、AD措置の濫訴の恐れがある。また、日本や第三国による対抗措置の発動によって米国からの輸入貿易が縮小することに伴う間接的な影響が不透明である。	・バード修正条項の撤廃が強く望まれる。そのための立法措置として、バード修正条項廃止法案（H.R.1121）が盛り込まれた「米国法に関する技術的修正と関税停止包括法案」などの一刻も早い成立が不可欠となっている。	・本年3月にバード修正条項廃止法案（H.R.1121）、5月に熱延処理鋼板ADに関するWTO勧告を履行する法案（H.R.2473）が下院に提出され、現在これらの法案を「米国法に関する技術的修正と関税停止包括法案」に盛り込んで審議することが検討されており、下院歳入委員会貿易小委員会は、パブリック・コメントを募集中であるところ、当組合は、パブリック・コメントを提出すべく準備中です。	5	通商・投資G
AD サンセット	・レビューの結果、継続の必要性が認められない限り、AD措置は原則5年でサンセットするようAD協定に明記されているにもかかわらず、米国においてはWTO発足以降のサンセット・レビューの結果は、それ以前に比べて改善されたとはいえ依然として多くのAD措置が継続となっている。結果として米国のAD処置の半数近くが10年を超えるという、競争条件がめまぐるしく変化している環境下では異常とも言える状況となっている。	・米国AD法（サンセット条項）	・AD措置のサンセットの見通しが立たず、また、AD措置が長期にわたって継続されていることから、実際にAD措置の対象となっている企業は勿論、米国でビジネスを行うわが国企業にとっても、調達計画等将来のオペレーションにとって不安定要因となっている。また、サンセット・レビューにおいて、多大な時間と費用と労力を伴う取組が要求されており関係企業に大きな負担となっている。	・サンセット条項に関連する法規、施行規則及び内規等のAD協定整合性の確保。	・米国国内においては特段の変化なし。WTO紛争解決手続においては、昨年11月に日本政府がサンセット・レビューを含む米国商務省のAD調査諸慣行について協議申請し、本年4月に本件に関するパネルが設置された。	5	通商・投資G
再輸出規制	・日本が輸入した米国産品及び導入した米国技術を日本から再輸出する場合に、米国政府の許可を要するものがあり、作業負担が大きい。	・米国輸出管理法 / 米国輸出管理規則 (Export Administration)	・安全保障貿易管理に係る社内コンプライアンス管理について、米国輸出管理法の改訂に対して随時対応を図る必要があり、コンプライアンス負担が大きい。特に今後通常兵器キャッチオール規制等あらたな輸出	・ワッセナーアレンジメント、オーストラリアグループ等わが国は安全保障貿易管理に係る国際レジームに参加国として、かかるレジームでの合意に基いて輸	・特に改善等変化なし	5	部会・貿易業務G

		Act / Export Administration Regulation)	<p>管理規制の導入も検討されていることから、コンプライアンス管理負担が増大する可能性が高い。</p> <p>・米国の再輸出規制を遵守するためには、輸出元である米国企業の協力を必要とするが、米国企業の再輸出規制に対する問題意識が低く、十分な協力を得られていない。</p>	<p>出管理規制を実施していることから、米国の再輸出規則の適用を不要としてもらいたい。</p> <p>・米国の輸出者が輸出時に海外の輸入者に対して ECCN 情報を提供することを義務付ける。その通知がされない場合においては、再輸出者は米国再輸出規則の遵守義務を免除する。</p>			
24 時間ルール	<p>・米国税関 (CBP : 国土安全保障省税関・国境保護局) による船積み 24 時間前カーゴマニフェスト提出規則。</p> <p>- 米国向け及び米国経由でカナダ、中南米、南米向けの船積み貨物コンテナに関し、輸出港において船積み 24 時間前までに、CBP の Automated Manifest System (AMS) へ、詳細な貨物情報を申告することを義務付けている。</p>	<p>・“Maritime Transportation Act of 2002” (AMS 24Hours Rule)</p>	<p>・出荷リードタイム増による流通在庫増等コストのアップ。</p> <p>- 船会社では、コンテナ・ヤード搬入締切時間 (CY Cut Time) を 48 時間前倒していることにより、そのための流通在庫増となっている。</p> <p>2004 年 (暦年) の機械類の対米輸出額は 11 兆 2110 億円。リードタイム 48 時間 (2 日) の延伸により、約 614 億円の流通在庫積み増しとなる。</p> <p>・出荷リードタイム増による工数等コストのアップ。</p> <p>- 航空便の発注増、安全在庫積み増しによるスペース不足</p> <p>仮に港ヤードがオーバーフローした場合、別の場所に移動して保管することになった場合、日本自動車業界で年間 1330 万ドルのコスト増</p> <p>・事前申告の事務処理等コスト増</p> <p>- マニフェスト申告手数料として 1 B/L あたり 25 ドル船社から請求される。</p>	<p>・ C-TPAT に参加し、米当局の信頼を得ている企業を適用除外とする。</p> <p>・カーゴマニフェスト申告の時期を、船積み 24 時間前ではなく、航空等他の輸送モード同様、米国到着前とする。</p>	<p>・特に目立つ変化は無し。</p>	4	部会・貿易業務 G
コンテナ賦課金 (TMF)	<p>・米国西海岸ロスアンゼルス港とロングビーチ港において、2005 年 7 月 23 日から「Pier PASS-Offpeak Program」という港湾の混雑緩和と付近環境保護を名目とする 24 時間のコンテナ搬出入オペレーションとその人件費等をカバーするための賦課金制度 (Traffic Mitigation Fee) が新規に導入され、コンサイニー等輸入業者に対して、ピーク時間 (午前 3 時から午後 6 時) のコンテナ搬入には、40 フィートあたり \$80、20 フィートあたり \$40 の課金の支払い負担が新たに生じている。</p>	<p>・港湾ターミナル業者 13 社よりなる Pier-PASS Inc. による自発的プログラムのため、法令に基づくものではない。</p>	<p>・ピーク時間 (午前 3 時から午後 6 時) のコンテナ搬入には、40 フィートあたり \$80、20 フィートあたり \$40 の課金があるため、コスト負担増となっている。コンサイニーがかかるコストを負担する場合、販売価格に転嫁することが困難であるため一方的な物流コスト増を被ることになりその利益を損なう。</p> <p>一方、かかるコスト増を回避するためオフピーク搬入を行うことが多くなった企業もあるが、夜間のコンテナ搬入の場合、倉庫など搬入以外の作業は停止しているため、翌日中まで以降の業務が延びることになり、結果としてリードタイムが伸びてしまう物流上の弊害が起きている。</p>	<p>・制度または賦課金の撤廃が望まれる。</p> <p>・撤廃ができない場合、TMF をコンサイニー等輸入者に課徴するのではなく、カリフォルニア州政府の負担とすることが望まれる。本件の場合、受益者はカリフォルニア州居住民となるためである。</p> <p>・他港、他州への拡大防止につながる行政指導等が望まれる。</p>	<p>・今年からまったく新たに導入された制度であるため、状況変化は無し。</p>	3	通商・投資 G

先発明主義	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界の中で米国のみが採用している米国特許法における先発明主義</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国特許法 (35USC)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>先発明主義の下での米国特許制度の問題点として、特許の質の低下、特許訴訟の煩雑さ、訴訟費用の高額化、ペーパー特許により大企業から巨額の和解費用を得る特許ストーカーの存在により適正な経済活動を妨げられる可能性がある、ことがあげられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国特許法改正法案最終案に、発明が有効出願日(外国出願の場合は優先権出願日)の前に特許になっているか、あるいは印刷刊行物に記載されているか、あるいは公知になっていた時には特許が許可されないことになると明記され、発明日は一切考慮の対象になっていない、いわゆる先願主義への移行が規定されていることを高く評価する。 上院、下院でのヒアリングでは、政・官界、大学、大企業、小企業、AIPLA の証言が求められたが、先願主義への移行について反対意見はあまりなく、かなりの真実性、可能性があると伝えられている。 現在日米欧の特許庁においてサーチ・審査結果の相互利用に向けた検討が進められていること、また WIPO 特許法常設委員会でも特許制度調和に向けての検討が行われる等、国際的なムーブメントの観点からも先願主義への移行を盛り込んだ同法案の成立を確実に、早急に推進していただくことを要望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国特許法改正法案ドラフトが本年4月に米国議会下院法務委員会 裁判所・インターネット・知的財産小委員会( House Judiciary Committee Subcommittee on Courts, the Internet and Intellectual Property )において公表され、審議されており、現段階では H.R.2795 (7月26日案) が最終案となっているが、同最終案に先願主義への移行が明記されている。</li> </ul>	5	通商・投資 G
インターフェアレンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国特許法において先発明主義が採用されていることにより、二以上のものが別々に発明を行って各々出願した場合、誰が最先の発明者であるかを決定するインターフェアレンス(抵触審査)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国特許法 (35USC)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発明者の出現で事後的に特許権者の地位が覆されることがあり得る点で確実性、予見性がないこと</li> <li>インターフェアレンス手続に長期間を要するとともに多大の費用がかかること</li> <li>インターフェアレンスの過程で出願した発明又は特許に含まれた技術情報が漏洩する危険性等の問題がある。また、複数の発明者が独立に同一の発明を行い、かつ、前記発明者のうちの複数に特許が与えられた場合(ダブル・パテント)には、第三者はダブル・パテントを自ら解消する手段を持たないため、各権利者へ重複して特許権使用料を支払い続ける必要が生じるという意味で、不当な不利益を被る可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>右記の米国特許法改正法案ドラフトには、先願主義への移行とともにインターフェアレンスの廃止が明記されている。インターフェアレンスの廃止を米国特許法改正法案に確実に盛り込み成立させていただくことを要望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国特許制度を先願主義に変える米国特許法改正法案ドラフトが、本年4月より米国議会下院法務委員会 裁判所・インターネット・知的財産小委員会( House Judiciary Committee Subcommittee on Courts, the Internet and Intellectual Property )において公表され審議されており、現段階では H.R.2795 (7月26日案) が最終案となっているが、9月5日以降に同知財小委員会が同最終案(更なる若干の修正あり)を正式 H.R.2795 として議会に提出するか否かを決定することになっている。</li> </ul>	4	通商・投資 G

<p>特許再審査制度 / 異議申立制度</p>	<p>・米国は特許権成立後に権利の有効性を再検討する制度として再審査制度を設けているが、現行の再審査制度は査定系再審査と当事者系再審査のいずれも特許権者に有利で、第三者が特許の無効を求める手続としては利用しにくい内容となっている。</p>	<p>・米国特許法 (35USC)</p>	<p>・現行の再審査制度は査定系再審査と当事者系再審査に分かれているが、査定系再審査制度では基本的に特許権者と特許商標庁の間で手続が実施されるため第三者は文献を提出する以外にはこの手続に関与できない。当時者系再審査制度では第三者による再審査請求の理由が先行技術文献の存在を理由とするものに限られている。</p>	<p>・上記のような無効請求がしにくい再審査制度とは別に、新たに特許付与後異議申立制度が特許法改正法案最終案に盛り込まれている。同制度は特許権者と第三者が争う当事者対立構造になっており、第三者が利用しやすい制度になっている。同制度の採用により訴訟前に係争を解決でき余分な訴訟を減少させることが期待できる。同制度を法案に確実に盛り込み成立させていただくことを要望する。</p>	<p>・米国特許法改正法案ドラフトが本年4月に米国議会下院法務委員会 裁判所・インターネット・知的財産小委員会 (House Judiciary Committee Subcommittee on Courts, the Internet and Intellectual Property) において公表され、審議されており、現段階では H.R.2795 (7月26日案) が最終案となっているが、同最終案に特許付与後異議申立制度が盛り込まれている (同最終案では特許登録後の異議申立て期間として登録後9ヶ月となっている)。9月5日以降に同知財小委員会が同最終案 (更なる若干の修正あり) を正式 H.R.2795 として議会に提出するか否かを決定することになっている。</p>	<p>4</p>	<p>通商・投資 G</p>
<p>ヒルマー・ドクトリン</p>	<p>・米国特許法では、第119条の規定により、パリ条約第4条の優先権制度を導入している。すなわち、外国における最先の出願日 (再先の第一国出願日) から12か月以内になされた米国特許出願は、前記最先の外国出願日になされた米国出願と同一の効力を有するとされる。 しかしながら、米国の判例・実務においては、判例により確立された法理「ヒルマー・ドクトリン」に基づき、前記効力のうち、明細書記載事項が先行技術として第三者による後願を排除できる効力の発生日は、最先の第一国出願日までは遡及せず米国出願日までしか遡及しないとされている。 さらに米国を第一国とする出願は、第三者の後願に対して特許法102条(e)と102条(g)の排除効力を有するが、外国出願を優先基礎とする米国出願については、優先期間内の後願を排除する効力は102条(g)のものしか持ち得ない。</p>	<p>・米国特許法 (35USC)</p>	<p>・日本や欧州などにおいては、外国出願を優先基礎とする国内出願は、最先の第一国出願日まで遡及して、かつ明細書の記載事項全体が後願排除効力を有するのに対して、米国においては同様の待遇が保証されていないことは不平等である。</p>	<p>・ヒルマー・ドクトリンに基づく判例及び実務について、明細書の記載事項全体が最先の第一国出願日まで遡及して第三者の後願を排除する効力を有するよう改善を要求する。</p>	<p>・状況の変化はない</p>	<p>3</p>	<p>通商・投資 G</p>

<p>単一性要件</p>	<p>・一つの出願に二以上の別の発明が含まれている場合、審査官は発明の単一性（一つの出願には独立した発明が一つだけ含まれる）を維持するために、特許請求の範囲の記載内容を部分的に選択して出願を分割するよう要求を出す。</p> <p>米国の単一性の判断基準は特許協力条約（PCT）の規定よりも厳しく、PCT経由の米国出願では単一性要件を満たすと認められるものであっても、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく優先権を主張して出願すると単一性違反と判断される場合がある。</p>	<p>・米国特許法（35USC）</p>	<p>・複数国へ出願する出願人が、単一性要件について米国特有の基準に合わせた出願準備（特許請求の範囲の検討）を行うことは、実務的に困難である。</p> <p>分割要求を受けて選択クレームを決定すると、選択されなかったクレームは審査の対象から外されるので、非選択クレームを維持したい場合には、原出願の特許発行前に分割出願する必要がある。分割出願を行うことは出願人に再度の手間と出費を強いることとなり、大きな負担増加である。</p> <p>また、他国において単一性を認められる発明が、米国内において複数の出願として存在することは、出願を管理する出願人あるいは特許を維持する特許権者にとって、また特許権への抵触を回避するために特許を監視する第三者にとっても負担となる。</p>	<p>・単一性の要件を緩和することを要望する。</p>	<p>・状況の変化はない。</p>	<p>3</p>	<p>通商・投資G</p>
<p>州環境規制</p>	<p>・バーモント州の水銀含有製品ラベル表示規則（水銀含有対象製品へのラベル貼付）をはじめとし、各州が独自に水銀法規制（水銀含有製品の事前報告、販売した製品中の水銀含有量合計報告、水銀含有製品販売禁止、等）を制定している。</p> <p>・カリフォルニア州（リサイクル費用徴収、対象製品へのラベル貼付、販売量や禁止物質の含有量有無等の報告など）とメイン州（対象製品へのラベル貼付、リサイクル実施計画提出、販売量と回収量等の報告など）でリサイクル法が成立し、また各州で法案が提出されている。</p>	<p>・Mercury Management Rule（バーモント州の水銀規制）</p> <p>・California Electronic Waste Recycling Act of 2003（カリフォルニア州のリサイクル法）</p> <p>・Maine's Electronics Recycling Law, 38 M.R.S.A.1609（メイン州のリサイクル法）</p>	<p>・ひとつの州の水銀規制に対応するためのラベルが、全米（他州）で販売されている対象製品にも貼付されるという問題がある。</p> <p>・独自のリサイクル法が各州で制定されると、各州で個別の対応をおこなうのは不可能である。</p>	<p>・連邦レベルでの規制にし、全米で統一した対応ができるようにしてほしい。</p>	<p>・水銀規則については、昨年に引き続き、各州が独自の法案を提出している。</p>	<p>3</p>	<p>環境・安全G</p>